

# 節税レポート



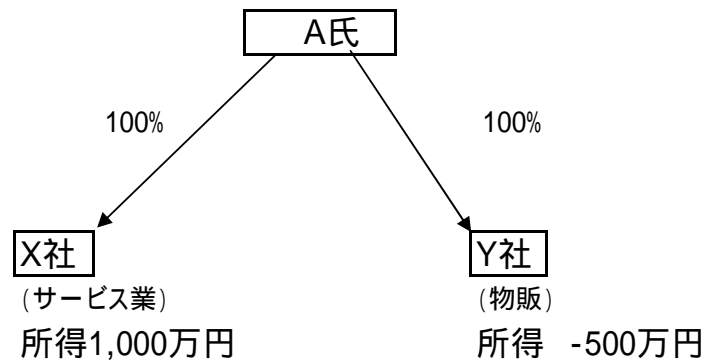
平成 19年 8月号

発行日 2007.8.1

## 今月のテーマ 連結納税

1. 同じ金額の支出でも、経理処理の方法により損金になったり、ならなかったりで、税額に影響します。
2. 書類一枚提出しているかどうかで、認められる処理方法が異なり税額に差が出ます。
3. 種々の角度から検討することにより、節税が可能になります。

- 1 お客様(A氏)からこんな相談を受けました。  
A氏はX社とY社、2つの会社を持っています。



- a Y社の赤字状態はしばらく続きそうだ。
- b X社では400万円税金を支払っている。  
(税率 40%とします)

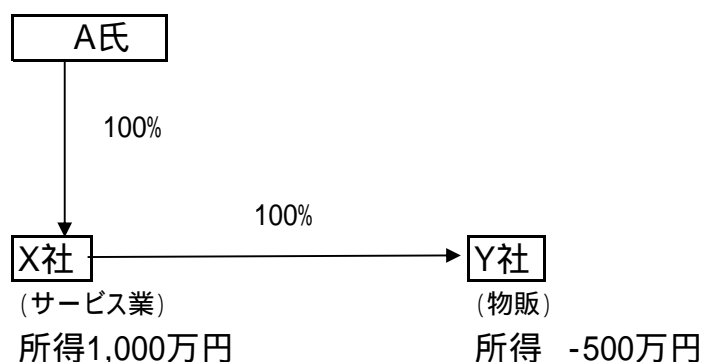


X社とY社所得通算できないか？という相談でした

発行 岡崎駿志税理士事務所  
住所 〒190-0022 東京都新宿区新宿6丁目27番10号 塩田ビル203  
TEL 03(5287)6818  
FAX 03(5287)6819  
Eメール [info@okazaki-tax.com](mailto:info@okazaki-tax.com)  
URL <http://www.okazaki-tax.com>



- 4 それでは親会社が赤字の子会社だけを、連結の対象とすることは許されるでしょうか？残念ですができません。連結納税制度を選択する場合、100%子会社については赤字会社、黒字会社の区別無く**全部連結の対象**とする必要があります。
- 5 A氏の場合、所有しているY社の株式をX社へ譲渡すれば連結納税ができるようになります。



ただA氏の場合、事務部門が手薄なため、X社とY社の決算期をずらしている事情があります。連結納税を選択すれば同一時期に2社の決算をするうえ、X社、Y社間の内部取引を除く仕事もこなせるか？をクリアする必要があります。

- 6 A氏の場合、いっそうのこと、X社とY社を合併したら、面倒なく節税できそうです。  
でもそれで良いのでしょうか？

事務の手間が増えても、2つの会社にしたのは、会社が緊張感を持って経営を行い、其々の業績を把握するためだったのです。税金上の損得だけでははかれない経営全体での判断が必要になります。

- 7 同じ目的の会社を4社持ち、決算期をずらし、1つの会社に所得が集中しないよう調整している人を知っています。胃が痛くならないのでしょうか？